

# 企画競争説明書

業務名称：タジキスタン国橋梁維持管理能力向上プロジェクト

調達管理番号：20a00700

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月11日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年11月11日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：タジキスタン国橋梁維持管理能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

~~(一) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。~~

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2024年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合
---

も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約一課 角河佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競

争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## （2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## （3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件においては、上記に掲げる者を除き、特定の排除者はありません。

## （4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2020年11月20日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2020年11月26日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年12月11日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - d) その他

- ① ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。）

「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項

（7）新型コロナウイルス感染症流行の影響」参照。）

〔見積書上の費目：

一般業務費、機材費、再委託費での該当費目]

② 本邦研修の「実施業務」にかかる経費

(ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。)

「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容

(7) 研修等の実施 ①本邦研修の実施」参照。)

〔見積書上の費目：国内業務費-技術研修費〕

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

① ベースライン調査のうちインベントリー調査に係る再委託経費：

10,000 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案

- 5. 実施方針及び留意事項 (1) 二段階計画策定方式

- 6. 業務の内容 (12) 活動2-1

・ 第4 業務実施上の条件 5. 現地再委託等)

〔見積書上の費目：再委託費-現地再委託費〕

② 供与機材調達費用：14,500 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案

- 5. 実施方針及び留意事項 (5) 供与機材

〔見積書上の費目：機材費-機材購入費〕

③ 橋梁維持管理システム (BMS) 導入に係る再委託経費：3,000 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案

- 5. 実施方針及び留意事項 (6) 供与機材

・ 第4 業務実施上の条件 5. 現地再委託等)

〔見積書上の費目：再委託費-現地再委託費〕

④ パイロット事業に係る再委託経費：20,000 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案

- 5. 実施方針及び留意事項 (6) パイロット事業

・ 第4 業務実施上の条件 5. 現地再委託等)

〔見積書上の費目：再委託費-現地再委託費〕

⑤ 第三国研修にかかる経費：2,000 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容

(7) 研修等の実施 ③第三国研修の実施」参照。)

〔見積書上の費目：一般業務費-セミナー等実施関連費〕

⑥ 橋梁維持管理技術者育成コースに係る経費：2,000 千円

(以下を参照：

・ 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容

(7) 研修等の実施 ④橋梁維持管理技術者育成コースの実施」参照。)

〔見積書上の費目：一般業務費-セミナー等実施関連費〕

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 = 10.1155 円
- b) US\$ 1 = 104.45 円
- c) EUR 1 = 122.633 円

5) その他留意事項  
特記事項なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／橋梁アセットマネジメント
  - b) 橋梁点検・診断

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 23.0M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月8日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み

頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：橋梁維持管理に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

①「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」に記載のとおり、2021年4月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成してください。

②ただし、契約開始想定時期(2021年3月)以降もしばらく、現地への渡航ができない可能性も想定し、現地業務開始前に実施可能な国内業務について提案があれば、プロポーザルに記載願います。

なお、同提案につきましては、下記のページ数制限の対象外とします。

また同提案の実施において、上記①の見積額とは金額が変わる場合は、上記①の見積書(本見積・別見積)とは別に、見積書の別紙として、上記②の提案実施に必要な金額の内訳をご提示ください。

③また、本企画競争説明書「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」にある「ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案」につきましても、下記のページ数制限の対象外とします。

同提案にかかる経費については、別見積としてください。

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

## 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（2号）
- 橋梁点検・診断（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁アセットマネジメント）】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁維持管理に係る調査・監理実務
- b) 対象国又は同類似地域：タジキスタン国 及び 全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 橋梁点検・診断】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁点検・診断に係る調査・監理実務
- b) 対象国又は同類似地域：タジキスタン国 及び 全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式

はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁アセットマネジメント</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>橋梁点検・診断</u>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月16日（水） 10：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

タジキスタンは、キルギス、ウズベキスタン、アフガニスタン及び中国と国境を接し、国土の93%が山岳地帯の内陸国である。海港への出口を持たず空路輸送も発達途上であるため、人や物の輸送の90%が陸路で行われている。他方、同国には中央アジア諸国を結ぶ中央アジア地域経済協力（Central Asia Regional Economic Cooperation: CAREC）6回廊のうち3回廊が通り、道路ネットワークの改善によって内陸国という不利な状況を克服し物資のトランジット国になる可能性を秘めている。

同国の「国家開発戦略（2030）」では、「交通デッドロック」の解消を通じた経済成長及び地方開発が国家開発の重要目標に掲げられており、目標達成のためには運輸インフラの適切な維持管理は必須である。また「運輸総合開発プログラム2010-2025」では、運輸インフラの建設、改修に加え、維持管理が目標に掲げられている。

同国の運輸セクターにおける重要課題の一つが橋梁の維持管理である。運輸省（Ministry of Transport: MOT）が管理する道路（総延長14,200km）上の橋梁約2,200橋のうち多くがソ連時代に建設されたものであるが、1991年の独立後の内戦及び経済低迷、また橋梁維持管理技術者の不在等により適切な維持管理が行われておらず劣化が進んでいる。橋梁の損傷が深刻になった後に事後的な補修が行われている状況であるが、計画的な橋梁維持管理の実施が喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、橋梁維持管理の適切な知識を有する専門家を育成し、全国の橋梁のインベントリ一整備及び維持管理体制を構築するため、本事業の実施がタジキスタン政府より我が国へ要請された。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

タジキスタン国橋梁維持管理能力向上プロジェクト

#### (2) 対象地域

- ・タジキスタン国全国：橋梁インベントリ一整備、及び各種研修・セミナー
  - ・モデル地域：橋梁点検・診断、補修、維持管理に係る技術移転を行う地域
- ※) モデル地域はプロジェクト開始後に、タジキスタン側、発注者、本業務実施契約の業務従事者による協議の上決定する。現時点では、首都ドゥシャンベ近郊の3道路管理局（SETM）管区を想定している。以下、モデル地域を管轄するSETMをモデルSETMとよぶ。

#### (3) 関係官庁・機関

実施機関：

MOT、設計研究所（DITI）、道路管理局（SETM）及び道路管理事務所（SEHM）の職員、タジキスタン工科大学（TTU）

- (4) 上位目標 (Overall Goal)  
国際道路・国道上の橋梁が計画的に維持管理される。
- (5) プロジェクト目標 (Project Purpose)  
MOT、DITI、SETM・SEHM 及び TTU の橋梁維持管理能力が向上する。
- (6) 期待される成果 (Outputs) 及び活動 (Activities) の概要

成果 1 :

MOT、DITI 及び SETM・SEHM の橋梁維持管理体制が強化される

- 活動 1-1 : 橋梁維持管理体制に係るベースライン調査が実施される  
活動 1-2 : 橋梁維持管理に係る関係機関・部署の役割の決定  
活動 1-3 : 活動 1-2 で決定した分掌に沿ったモデル SETM の業務支援  
活動 1-4 : 橋梁維持管理体制に係る改善案の作成及び MOT による承認

成果 2 :

MOT、DITI、SETM・SEHM 及び TTU の橋梁インベントリー作成、点検・診断、維持管理、補修能力が向上する

- 活動 2-1 : 橋梁維持管理状況 (インベントリー整備・損傷・維持管理状況) に係るベースライン調査が実施される  
活動 2-2 : モデル地域及び対象橋梁が選定される  
活動 2-3 : 橋梁のインベントリー作成、点検・診断、補修、維持管理に係る技術マニュアル案が作成される  
活動 2-4 : MOT、SETM・SEHM、DITI、TTU に対する橋梁点検・診断、補修、維持管理、データベース運用に係る研修が実施される  
活動 2-5 : MOT 及び SETM に対して BMS が導入される  
活動 2-6 : モデル地域において橋梁の点検・診断が実施される  
活動 2-7 : モデル地域においてパイロット事業が実施される。  
活動 2-8 : 技術マニュアルが最終化され、MOT において承認される  
活動 2-9 : 点検・診断の結果に基づき、MOT、DITI、TTU において橋梁設計・施工の課題が共有される

成果 3 :

MOT 及びモデル SETM の橋梁維持管理計画策定能力が向上する

- 活動 3-1 : 橋梁維持管理計画立案に係るベースライン調査が実施される  
活動 3-2 : 橋梁維持管理に係る中期計画 (案) が策定される。  
活動 3-3 : 橋梁維持管理予算案が作成され、財務省・開発協力機関に対して申請される  
活動 3-4 : 中期計画が最終化され、MOT において承認される

成果 4 :

橋梁維持管理に係る人材育成体制が強化される

- 活動 4-1 : 橋梁維持管理に係る人材育成制度のベースライン調査が実施される
- 活動 4-2 : 橋梁維持管理技術者育成コースのカリキュラム案が作成される
- 活動 4-3 : カリキュラム案に沿って橋梁技術者育成コースが MOT、DITI、TTU によって実施される
- 活動 4-4 : 技術者育成コースのカリキュラムが最終化され、MOT において承認される

(7) プロジェクト実施期間 (予定)

2021 年 3 月から 2024 年 11 月 (46 ヶ月)

### 3. 業務の目的

タジキスタン国橋梁維持管理能力向上プロジェクトにおいて、JICA がタジキスタン側と 2020 年 10 月に署名した当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussions: R/D) に基づく業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 二段階計画策定方式

本プロジェクトは二段階計画策定方式を採用しており、発注者が C/P と R/D にて合意済の基本的な計画を基に、詳細はプロジェクト開始後に確定することとしている (以降、発注者が基本的な計画を合意するために実施した調査を「基本計画策定調査」と記載する)。本業務実施契約では、一括の契約によって下記の 2 つのフェーズ (①詳細計画策定フェーズ、②本格活動実施フェーズ) に跨る活動を実施する。それぞれのフェーズにおける活動の詳細については「6. 活動の内容」を参照。

① 【詳細計画策定フェーズ】

- (i) 2021 年 3 月～2021 年 9 月 (想定) : ベースライン調査 (活動 1-1、2-1、2-2、3-1、4-1 に係る活動)

プロジェクト開始後約 6 か月以内にベースライン調査を先方と協働で実施し、詳細計画策定に必要な現地の状況レビューを行う。なお先方が将来的に独自でインベントリ整備、組織制度改善、マニュアル・規定類の

改訂・更新を行えるよう配慮する必要がある。このため、本契約の業務従事者は、ベースライン調査の段階から先方が主体的に関与するよう留意し、情報収集・調査のプロセスについて先方へ必要な助言や指導を行うこと。ただし、ベースライン調査では時間やリソースが限られることから、②本格活動フェーズにおいても、各種研修等の機会を利用し、情報収集・調査に係る技術移転を補完すること。

なお、ベースライン調査のうちインベントリー整備状況に係る調査（活動2-1に対応。現地橋梁視察含む）については、対象地域が全国であり広範であること、また一部地域では治安上の懸念から日本人専門家の立ち入りが望ましくないことから、現地コンサルタントへの再委託を想定している。係る再委託経費については定額計上とする。受注者はプロジェクト開始後に、インベントリー調査の計画、実施体制について先方、発注者と協議を行い合意すること。

(ii) 2021年10月（想定）：詳細計画策定調査

ベースライン調査後に別途発注者の派遣する調査団と共に詳細計画策定調査を行い、先方と合意の上 PDM 及び PO の初版を確定する（現地の渡航制約等鑑み、発注者による調査団の現地派遣を行わず、オンラインによる協議参加とする可能性もあり得る）。なお詳細計画策定調査は JICA と本業務の業務従事者が主体的に行うものであり、先方への技術移転を目的としていないため、PDM 及び PO の活動には含まれていない。

現時点の R/D で詳細の決定していない下記事項については、ベースライン調査の結果を基に、詳細計画策定調査において先方、発注者と協議の上、合意する。なお詳細計画策定調査において決定することが困難な場合、プロジェクト実施期間中に引き続き検討の上速やかに決定を行い、各活動の実施に支障がないよう留意すること。

- モデル SETM、ならびに橋梁点検・診断及びパイロット事業対象橋梁の決定
- 各成果指標の基準値・目標値の設定、指標入手手段の確認
- 供与機材（橋梁維持管理資機材、橋梁維持管理システム（BMS））の決定

また受注者は、発注者の派遣する調査団に対し実務的に可能な範囲で情報提供等の便宜供与を行う。また本プロジェクトの事業事前評価表（案）（和文）は発注者が主体となって作成するが、作成にあたっては必要な情報提供等の協力を行う。

② **【本格活動実施フェーズ】**

2021年11月～2023年10月（想定）：詳細計画策定調査で確定した PDM 及び PO に基づき、上記①詳細計画策定フェーズに含まれないその他の活動を実施する。

本格活動実施フェーズにおいても随時更新する活動計画の中で本プロジェクトを取り巻く環境に変化があった場合は、受注者は必要に応じて、活動内容の変更を提言できる。発注者はこれらの提言・計画について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ること

とする。

本プロジェクトのモニタリングに必要な指標については、基本計画策定調査時の PDM で項目について合意しているが、具体的な指標や基準値・目標値は、詳細計画策定調査で合意することとしている。受注者は、案件開始後に具体的な基準値・目標値、指標の入手手段について検討し、詳細計画策定調査での合意を見据えて C/P との協議を進めること。

## (2) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトにおける先方実施機関からのカウンターパート (Counterpart: C/P) 人材配置は下記の通り。

- プロジェクト・ディレクター：MOT 副大臣
- 副プロジェクト・ディレクター：MOT 道路建設・維持管理部 (RCM) 部長
- プロジェクト・マネージャー：MOT 国際協力部 (DIR) 国際協力投資課 (DCFI) 課長
- MOT 本省職員：RCM (維持管理計画課 (MPEU)、道路建設課 (RCU))、経済予測部 (EAF)、DIR (DCFI) の職員
- DITI 職員：所長、副所長、チーフ・エンジニア、関係職員
- SETM 職員：所長、チーフ・エンジニア、関係職員
- SEHM 職員：所長、チーフ・エンジニア、関係職員
- TTU 代表者：教員、職員

日常の活動の主体として、橋梁維持管理タスクフォース (Bridge Management Taskforce: BMT) を設置し、タジキスタン側から EAF、RCM (RCU、MPEU) 及び DITI の職員、並びに TTU の代表者が配置される。

またプロジェクト全体の監理を行うため、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) を設置する。MOT 副大臣が座長を務め、その他先方実施機関が参画する。

JCC、BMT のメンバーは「別紙 実施体制図」に記載のとおり。現時点で BMT、JCC への参加が決定していない機関、部署等についても、必要性が認められる場合は、プロジェクト実施中にプロジェクトへの参加について関係者で協議を行い、JCC で承認を行う。

## (3) 官学連携

本プロジェクトでは、2017 年に設立された JICA 道路アセットマネジメントプラットフォームの活動の一環として、下記のとおり官学連携を推進する。

### ① 国内の大学との連携

本プロジェクトでは、JICA と土木学会との道路アセットマネジメントに関する協力覚書 (配布資料参照) に基づき、現地での本邦技術活用や人材育成に係る国内の大学との連携を実施する。具体的には、本業務実施契約と別途、発注者が芝浦工業大学教員を学識経験者として全 3 回程度 (1 回あたり、10 日間程度の滞在を想定) 現地に派遣予定である。同教員は成果 2 及び成果 4 に係る活動のうち、主に橋梁点検・診断、人材育成に係る技術移転及び指導

を行う予定である。受注者は同教員と密に連携の上、活動の計画、実施を行うこと。

## ② 現地の大学との連携

本プロジェクトには、現地の大学である TTU が実施機関として参画予定である。移転技術の現地定着、持続的な更新のためには現地の大学との連携が重要であるところ、MOT と TTU の将来的な関与を見据えた点検・診断体制の構築を図ること。

## ③ 道路アセットマネジメントプラットフォームとの連携

上記①②に加え、道路アセットマネジメントプラットフォームの枠組みの下で実施している活動との連携を図る。具体的には、道路アセットマネジメント達成度評価の実施及び支援、長期研修員・課題別研修との連携、プロジェクト成果の発信を想定している。

なお同プラットフォームにおいて、過去の技術協力案件で作成した技術基準類等を取り纏めているところ（配布資料参照）、同技術基準類を可能な限り活用し、効果的かつ効果的な技術移転を図ること。

## （４）ドナー間連携

タジキスタンでは、世界銀行（World Bank: WB）、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）、欧州復興開発銀行（European Bank of Reconstruction and Development: EBRD）等、複数のドナーが運輸セクターにおける協力を実施している。他ドナーとの緊密な連携が効率的な協力実施、プロジェクトの持続性担保、成果の全国展開のため重要である。ベースライン調査において他ドナーの活動について調査を行い、詳細計画策定におけるモデル SETM、供与機材、パイロット事業の選定、各種研修の計画に反映すること。また、本プロジェクト実施期間中に発注者が行うドナーとの協議実施に際しては、必要な情報提供、技術的な検討に関して、実務的に可能な範囲で発注者に協力すること。

## （５）機材供与

### ① 受注者が調達する橋梁維持管理資機材

本プロジェクトでは橋梁維持管理資機材及び橋梁維持管理システム（Bridge Management System: BMS）の供与を行う。

ただし橋梁維持管理資機材の詳細については、現時点では確定していない。係る機材調達費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上とする。受注者はプロジェクト開始後に、供与機材の内容及び調達方法について検討の上、発注者及び C/P と協議を行い合意すること。なお、受注者は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に沿って、これらの機材の仕様を定め、調達・輸送すること。機材調達は現地調達を原則とするが、本邦技術等、現地調達が困難な場合、本邦調達を検討する。

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ

等)等を確認すること。

また BMS については、現地再委託による整備を想定しているが、現時点で詳細は確定しない。係る再委託費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上とする。受注者はプロジェクト開始後に、BMS の仕様及び再委託方法について検討の上、発注者及び C/P と協議を行い合意すること。なお BMS は将来的に、他ドナーにより整備が計画されている Road Asset Management System (RAMS)へ統合することが見込まれている。RAMS への統合を容易にするためソフトウェアはオープンソースとする。

② 発注者が調達する橋梁維持管理資機材

発注者の現地調達による機材供与は想定していない。

③ 供与機材の維持管理費用

①の機材の運営維持管理に係る費用（燃料費、材料費含む）については、R/Dに記載のとおり、タジキスタン側にて負担する予定である。

(6) パイロット事業

本プロジェクトでは、橋梁補修・維持管理に係る技術移転、技術マニュアルの普及のため、パイロット事業として橋梁の補修・維持管理を実施する。なおパイロット事業実施にあたっては当該業務について経験・知見を十分に有する現地または国外の施工業者への委託を行う。ただし、パイロット事業の内容及び対象橋梁については現時点で確定していない。再委託費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上とする。受注者はプロジェクト開始後に、パイロット事業の詳細及び調達方法について検討の上、発注者及び C/P と協議を行い合意すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響

2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延に伴い、日タジキスタン政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ており、本業務の実施にあたっては相当の柔軟性をもって対応することが必須となる。特に業務開始当初においては、現地渡航の制限が緩和されていない可能性もあるため、オンラインでの協議体制を構築して対応するなど、日本国内からの遠隔業務実施を想定する必要がある。現時点での前提条件としては、2021 年 4 月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成すること。

また本業務では、出来る限り現地のリソースも活用し、現地人材（ローカルコンサルタント、現地カウンターパート）との協働体制を強化し、専門家の現地渡航が難しい場合でもプロジェクト活動が継続できるようなプロジェクト体制を検討する必要がある。現地渡航制限が長期化する可能性も念頭に、専門家チームと現地リソースを含めた実施体制（遠隔で従事しうる実施体制、遠隔を補完する現地側のサポート体制を含む）、専門家チームと現地リソースの役割分担についてプロポーザルにおいて提案し、如何に事業継続、効率的かつ効果的な事業実施が可能となるか提案すること。ただし、ローカル体制についての提案はプロポーザルにて評価するものの、係る経費は別見積にて計

上すること。

またタジキスタンにおけるウィズ・コロナ／ポスト・コロナの社会・生活様式の変容を踏まえて本業務を実施していく必要がある。ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案があれば、プロポーザルにて提案すること。なお、本提案に係る経費は別見積とする。

#### (8) タジキスタン側のオーナーシップ確保

本プロジェクトは、点検・診断、補修マニュアルの策定、パイロット事業の実施を通して、C/P の能力をいかに向上させるかが重要な点である。

受注者は、タジキスタン側 C/P 等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

特にインベントリ整備、橋梁維持管理計画、ワーク・プランの策定にあたっては、タジキスタン側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること。技術マニュアルの整備にあたっては、既存のマニュアルを確認の上、適宜統合するなど現地の実情に即したマニュアル整備を行うこと。

また、プロジェクト成果の発現・定着のためには、作成したマニュアル類について MOT からの承認を得るだけでなく、タジキスタン側関係機関の予算確保に向けた啓発活動や、人材育成・技術定着に向けた体制強化も必要になる。これらの活動について、受注者は JCC 等を活用し、タジキスタン側関係者への働きかけを行うこと。

#### (9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（R/D の変更に関するタジキスタン側 C/P との協議・確認、本業務実施契約の契約変更等）を取るものとする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が発注者に事前に相談し、合意を得たうえで、タジキスタン側 C/P との協議結果とともに、R/D 変更のためのミニッツ（案）及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、発注者に提出する。

#### (10) 環境社会配慮

発注者が別途定める「環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリ C に分類されている。

今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリ B 以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに

発注者に報告し、C/P との協議を行うこととする。

この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、タジキスタン国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

#### (11) 広報

プロジェクトの効果が広く知られることで、より多様なアクターがプロジェクト活動や成果に関与・参画し、プロジェクトのインパクトがより高まることを期待しているため、本プロジェクトの実施にあたっては、各種広報活動を行うこと。

具体的には、タジキスタン側関係者向けには、プロジェクトの活動や成果について、現地関係者（他省庁、他ドナー、住民含む）を対象としたセミナー開催や現地メディア、JICA タジキスタン事務所の広報媒体等を通じた発信を行うことを想定している。また持続的な橋梁維持管理のためには予算確保が肝心であり、広報活動の対象には財務関係省庁の関係者を巻き込むことが重要である。

また、日本向けには、JICA のウェブサイトにおいてプロジェクトページを作成し、プロジェクトの動きを定期的に発信すること等を想定している他、「ODA 見える化サイト」でも広報を行う。更に、道路アセットマネジメントプラットフォームのウェブサイト（公開資料）に記載のとおり、道路橋梁維持管理の能力向上は、道路アセットマネジメントプラットフォームにおける活動の一環として実施するものであることから、体系的・戦略的に実施するプロジェクトとして道路アセットマネジメントプラットフォームにおける活動（セミナー、HP）に協力することにより、本プロジェクトの広報を図る事を想定している。

## 6. 業務の内容

### 成果 1～4 に共通する活動

#### 【詳細計画策定フェーズに係る活動：（1）～（3）】

##### （1）ワーク・プロセス案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、ワーク・プロセス案を作成し、発注者と共有する。

##### （2）ワーク・プロセスの確定

現地業務開始後にワーク・プロセス案をタジキスタン側 C/P 等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワーク・プロセス案についての協議を行う。また、必要に応じてワーク・プロセスを修正した上でタジキスタン側と合意し、ワーク・プロセスを確定する。

なお、R/D に添付の PDM で未決定の成果指標のうち、ワーク・プロセス作成段階で設定が可能な項目については、この段階で設定する。この時点で設定できない項目については、ベースライン調査及び詳細計画策定調査等の機会を利用し、目標値・成果指標の入手手段についてタジキスタン側と合意する。

### (3) C/P 職員及び BMT メンバーの選定

プロジェクト・ディレクター、副プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、その他 C/P 職員の配置については、R/D にて合意しているが、本プロジェクト開始時までには選任されていない場合は、速やかに選任されるよう、受注者からタジキスタン側に働きかけを行うこと。

## 【詳細計画策定フェーズ、本格活動実施フェーズ両方に係る活動：(4)～(6)】

### (4) JCC 等の開催

以下の業務を行うべく、タジキスタン側 C/P 機関が主体となって、6 ヶ月に 1 回の頻度を目安に JCC を開催する。JCC の実施準備、運営は MOT の DCFI、MPEU 職員が行うが、本契約の業務従事者は会議資料、議事録の作成等の作業を補助すること。

- ① PDM に基づき、ワーク・プロセスについて議論し、承認する。
- ② 全体の進捗をレビュー、モニタリングし、必要に応じて PO や活動計画を修正する。
- ③ プロジェクト実施にあたって、その他の重要な問題について議論する。

また本契約の業務従事者は、実務レベルの活動、議論、進捗管理等を行う BMT の活動についても必要に応じて指導、助言を行うこと。

### (5) 道路アセットマネジメント達成度評価

JICA 道路アセットマネジメントプラットフォームでは、各国における道路アセットマネジメント技術の達成度評価を実施している。本プロジェクトにおいては受注者がプロジェクト開始時及び終了時に同評価を実施し、事業成果について検証を行う。

達成度評価手法については、発注者が 2020 年度に実施した「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」（配布資料参照）等にて検討され、引き続き道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて検討・改善が行われているので、評価時においては最新の評価手法を確認すること。この達成度評価を基に

、プロジェクト終了後のタジキスタンにおける道路アセットマネジメントの定着に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取り纏めること。

なおプロジェクト開始時の達成度評価は詳細計画策定調査報告書、事業完了報告書に、プロジェクト終了時の達成度評価の結果は事業完了報告書に記載する。事業完了報告書案については、ドラフトした段階でタジキスタン側に説明し、合意を得た上で、JICA タジキスタン事務所に提出すること。その後発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、同レビューの結果を踏まえて報告書を修正、確定する。

### (6) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet（様式、詳細については配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照）を基に、日常的な事業モ

モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。

受注者は、6 ヶ月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら先方実施機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、C/P の承認を得た上で、JICA タジキスタン事務所及び監督職員に提出すること。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について発注者に事前に提案・協議を行い、タジキスタン側と協議すること。

## 【本格活動実施フェーズに係る活動：（7）】

### （7）研修の実施

#### ① 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施回数：計 3 回（2021 年度、2022 年度、2023 年度各一回）
- 参加者数：1 回あたり 10 名程度
- 研修日数：1 回あたり 2 週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案すること(経費は別見積にて計上)。具体的な研修内容等は、プロジェクト開始後に発注者との協議を経て確定する。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月版）」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は発注者が行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ア) 研修カリキュラムの策定
- イ) 研修受入先選定、内諾取付け
- ウ) 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- エ) 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- オ) 研修の実施（経費精算を含む）

#### ② 現地実地トレーニング（OJT）の実施

本プロジェクトでは、橋梁の点検・診断、補修、維持管理の機会を利用し、適時、現地実地トレーニング（OJT）を実施する。OJT 実施に際しては、DITI、TTU 含め、C/P 職員から指導的立場の人材を特定し、タジキスタン側人材による指導へと方向を移行させていくこと。

- 実施回数：計 3 回（2021 年度、2022 年度、2023 年度各一回）
- 参加者数：1 回あたり 30 名程度
- 対象者：MOT、DITI、全 6SETM、TTU から各数名の技術者・教員の参加を想定。
- 研修日数：1 回あたり 1 週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び

日程表(案)についてプロポーザルにて提案すること(経費は別見積にて計上)。具体的な研修内容等は、プロジェクト開始後に発注者との協議を経て確定する。

### ③ 第三国研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する第三国研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施国： カザフスタン、ウズベキスタン、キルギスのいずれか一か国
- 実施回数：1回
- 参加者数：10名程度
- 研修日数：1週間程度

現時点で第三国研修の内容は確定していないため、係る経費については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上とする。研修実施国は旧ソ連圏でインフラ整備状況や技術レベルが比較的類似しており、言語的にもコミュニケーションが円滑に実施可能な国の選定が望ましい。また近隣国同士の連携強化にも資するよう実施国を選定する。さらに近隣国における過去の JICA 事業や道路アセットマネジメントプラットフォーム活動に関与した人材との連携も目指し、研修計画を検討し、先方及び発注者と協議を行い、内容を確定すること。

### ④ 橋梁維持管理技術者育成コースの実施

本プロジェクトでは、成果4の活動の一環として、橋梁維持管理に係る MOT 技術者の再教育、並びに TTU 学生及び現地業者の教育を目的とした橋梁維持管理コースの計画、実施を MOT、TTU と協力して実施する。

- 実施回数：計2回(2023年度、2024年度各一回)
- 参加者数：1回あたり30名程度

現時点では本コースの内容は確定していないため、係る経費については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上とする。なお本コースにおいては芝浦工業大学教員による指導実施を想定しているため、詳細については当該教員、先方及び発注者と協議を行い、内容を確定すること。

成果1「MOT、DITI 及び SETM・SEHM の橋梁維持管理体制が強化される」に関する活動
--

#### 【詳細計画策定フェーズ：活動1-1】

##### (8) 活動1-1：橋梁維持管理体制に係るベースライン調査が実施される

プロジェクト開始後、約6か月の間に C/P と合同でベースライン調査を実施し、橋梁維持管理体制に係るレビューを協働で行う。その際、他のドナーの活動状況等も参照のうえ、本プロジェクトとの連携について検討する。

#### 【本格活動実施フェーズ：活動1-2～1-4】

##### (9) 活動1-2：橋梁維持管理に係る関係機関・部署の役割の決定

ベースライン調査の結果を踏まえ、橋梁維持管理に係る MOT、DITI、SETM/SEHM の責任・役割の明確化、各組織の連絡体制を検討する。また本プロジェクトにおいて設置する BMT 及び各メンバーの役割・責任の策定を支援

する。本プロジェクトにおいて組織横断的な橋梁維持管理体制を構築することが望ましいため、MOTの管轄外となるTTUの関与については、BMTにおける役割として整理する。

(10) 活動1-3：活動1-2で決定した分掌に沿ったモデルSETMの業務支援  
活動1-2で決定した業務分掌に基づき、本プロジェクトにおけるモデルSETM（活動2-2で決定）の活動を支援する。

(11) 活動1-4：橋梁維持管理体制に係る改善案の作成及びMOTによる承認  
プロジェクト活動のフィードバックに基づきC/Pが実施するMOT、DITI、SETM・SEHMの橋梁維持管理体制に係る改善案の作成を支援する。プロジェクト終了前の最終JCC時までMOTの承認を受けることを目指す。またMOT、DITI、TTUとの組織横断的な協力が重要なため、プロジェクト終了後のBMTの活動継続についても先方と協議を行う。

成果2「MOT、DITI、SETM・SEHM及びTTUの橋梁インベントリー作成、点検・診断、維持管理、補修能力が向上する」に関する活動

【詳細計画策定フェーズ：活動2-1、2-2】

(12) 活動2-1：橋梁維持管理状況（インベントリー整備・損傷・維持管理状況）に係るベースライン調査が実施される

プロジェクト開始後約6か月以内にC/Pと合同でベースライン調査を実施し、橋梁維持管理状況に係るレビューを協働で行う。なお、活動2-1におけるインベントリー調査の内容は下記の通り。

- ・ 対象橋梁：全国のMOT管轄の橋梁約2,200橋のうち約20～30%（400～500橋）。具体的な対象橋梁の選定にあたって橋長、橋梁形式、道路カテゴリー（国際道路／国道／地方道等）、橋梁の建設時期（ソ連時代／独立以降等）等を基に選定基準を設定し、主要なタイプの橋梁が含まれるよう配慮する。
- ・ 調査事項：下記の1)～9)の項目のうち、既存のデータの確認、及び現地橋梁視察による不足事項の調査。
  - 1) 橋梁名 2) 道路名 3) 橋梁位置
  - 4) 幅員 5) 橋長（スパン毎） 6) 橋梁形式・材料 7) 建設年
  - 8) 橋梁一般図（縮尺1/1,000または1/500） 9) 写真

なおインベントリー調査は本プロジェクトで導入するBMSへ入力するデータの収集を目的の一つとしているため、BMSの仕様についても並行して検討を行うこと。上記の調査内容について変更が必要な場合、先方及び受注者と協議を行い、活動内容を検討すること。

(13) 活動2-2：モデル地域及び対象橋梁が選定される

ベースライン調査の結果を踏まえ、タジキスタン側と技術移転に係るモデル地域及びパイロット事業、点検・診断の対象橋梁を選定する。活動2-1のインベントリー調査の結果を基に、優先的に点検・診断、補修が必要な橋梁を検討し、活動2-6、2-7の活動の対象橋梁選定を行う。なお本プロジェクト

における活動 2-7 のパイロット事業では主に予防保全的な補修を行い、大規模修繕や架け替えが必要な橋梁については、成果 3 に係る活動において実施する中期橋梁維持管理計画や財務省・他ドナーへのプロジェクト・プロポーザル作成に反映することを想定している。

モデル地域は首都近郊の 2~3SETM の管区を想定しているが、具体的な選定にあたってはパイロット事業及び点検・診断対象橋梁の選定、タジキスタン側の要望等踏まえ、先方、発注者と協議する。なお点検・診断を実施する橋梁はモデル地域内の数十橋程度を想定している。

#### 【本格活動実施フェーズ：活動 2-3 ~ 2-9】

##### (14) 活動 2-3：橋梁のインベントリー作成、点検・診断、補修、維持管理に係る技術マニュアル案が作成される

活動 1-3 の結果を基に、補修工の内容及び対象橋梁を決定する。橋梁補修に係るパイロット事業の実施計画を作成し、活動 2-2 で作成した橋梁補修・維持管理マニュアル（案）に沿って、パイロット橋梁の補修を実施する。なおマニュアル整備にあたっては、現地で既存の規程、技術基準、マニュアル等を参照・活用し、現地に見合った基準となる様配慮する。

##### (15) 活動 2-4：MOT、SETM・SEHM、DITI、TTU に対する橋梁点検・診断、補修、維持管理、データベース運用に係る研修が実施される

活動 2-3 で作成された各種技術マニュアル案に従い、橋梁点検・診断、補修、維持管理、データベース運用に係る現地 OJT を実施する。本プロジェクトでのインベントリー整備、点検・診断、補修・維持管理の対象橋梁は一部に限られるため、残る橋梁、地域については先方によるさらなる展開を期待している。研修実施に際してはコアトレーナーを設定し、先方が独自で展開を行える体制を検討すること。プロジェクト終了後、先方が継続的にマニュアルを活用し橋梁の補修・維持管理を行えるよう、OJT を計画、実施する。また OJT 実施後は参加者のインタビュー等により活動のレビューを行い、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

##### (16) 活動 2-5：MOT 及び SETM に対して BMS が導入される

MOT、全 SETM での活用を念頭に BMS の導入を支援する。BMS の仕様については、既存の各種システムの整備状況や運用状況、先方実施機関及び現地業者の技術レベルを勘案の上、プロジェクト開始後に決定する。現時点で想定しているデータ項目は下記の通り。

- 1) 橋梁名
- 2) 道路名
- 3) 橋梁位置
- 4) 幅員
- 5) 橋長（スパン毎）
- 6) 橋梁形式・材料
- 7) 建設年
- 8) 橋梁一般図（縮尺 1/1,000 または 1/500）
- 9) 写真
- 10) 点検・診断、補修結果

##### (17) 活動 2-6：モデル地域において橋梁の点検・診断が実施される

活動 2-3 で作成された技術マニュアルに従い、橋梁点検・診断を実施する。診断にあたり、技術的な詳細については本プロジェクトで協力予定の芝浦工業大学教員及び DITI、TTU の技術者、教員が MOT、SETM へ十分助言を行える

よう留意すること。また点検・診断の結果は活動 2-5 で導入した BMS に記録する。

**(18) 活動 2-7：モデル地域においてパイロット事業が実施される**

活動 2-3 で作成された各種技術マニュアルに従い、橋梁補修・維持管理を実施する。また補修・維持管理の結果は活動 2-5 で導入した BMS に記録する。

**(19) 活動 2-8：技術マニュアルが最終化され、MOT において承認される**

活動 2-4、2-5、2-6、2-7 のフィードバックを反映し、活動 2-3 で作成した技術マニュアル案を最終化する。プロジェクト終了前の最終 JCC にて MOT の承認を得ることを目指す。

**(20) 活動 2-9：点検・診断の結果に基づき、MOT、DITI、TTU において橋梁設計・施工の課題が共有される**

橋梁維持管理においては供与開始後の維持管理のみならず、初期品質が重要なファクターであるところ、BMT において活動 2-6 の橋梁点検・診断の結果を基に橋梁計画・設計・施工等初期品質に係る課題点を議論、整理する。結果については、橋梁の計画・設計・施工を担う DITI と共有する。

成果 3 「MOT 及びモデル SETM の橋梁維持管理計画策定能力が向上する」に関する活動
--

**【詳細計画策定フェーズ：活動 3-1】**

**(21) 活動 3-1：橋梁維持管理計画立案に係るベースライン調査が実施される**

プロジェクト開始後約 6 か月以内に C/P と合同でベースライン調査を実施し、既存の橋梁維持管理計画の整備状況、運用状況に係るレビューを C/P と協働で行う。

**【本格活動実施フェーズ：活動 3-2～3-4】**

**(22) 活動 3-2：橋梁維持管理に係る中期計画（案）が策定される**

成果 1、2、4 に係る活動及び活動 3-1 の結果を踏まえ、BMT による中期（5 年を想定）橋梁維持管理計画（案）の作成を支援する。同計画（案）には橋梁インベントリ整備・更新、点検・診断、補修・維持管理の実施及びそれらの活動に係る概略予算が含まれ、対策優先順位とその考え方が記載されるよう留意すること。また人材育成についても継続性を担保するため、中期計画に記載し、予算措置が継続して行われるよう配慮する。

**(23) 活動 3-3：橋梁維持管理予算案が作成され、財務省・開発協力機関に対して申請される**

モデル地域において優先的な補修・維持管理が必要な橋梁のリストを作成し、SETM・SEHM では対応できない補修・維持管理に関するプロジェクト・プロポーザルを作成、財務省・開発協力機関に対して申請を行う。

**(24) 活動3-4：中期計画が最終化され、MOTにおいて承認される**

活動3-2で作成した中期橋梁維持管理計画（案）について、成果1、2に係る活動及び活動3-3のフィードバックを行い、プロジェクト終了前の最終JCCまでにMOTの承認を受ける。

**成果4「橋梁維持管理に係る人材育成体制が強化される」に係る活動**

**【詳細計画策定フェーズ：活動4-1】**

**(25) 活動4-1：橋梁維持管理に係る人材育成制度のベースライン調査が実施される**

プロジェクト開始後約6か月以内にC/Pと合同でベースライン調査を実施し、橋梁維持管理のための人材育成制度に係るレビューをC/Pと協働で行う。調査項目としては、職員の技術レベルの把握、技術者の教育制度の実施状況、現地でのニーズを含むこととする。

**【詳細計画策定フェーズ：活動4-2～4-4】**

**(26) 活動4-2：橋梁維持管理技術者育成コースのカリキュラム案が作成される**

活動4-1のベースライン調査及び活動2-5の橋梁点検・診断の結果を基に、MOTの技術者の再教育のため必要な事項を整理し、技術者育成コースのカリキュラム案を作成する。カリキュラム案作成にあたっては、講義・実習に加え、活動2-5、2-6における現場サイト見学等も盛り込むことを検討する。なお本コースでは芝浦工業大学教員が講師として参加予定であり、カリキュラム案作成にあたっては、同教員と密な連携を行い講義・実習内容の策定、日程検討等を行う。

**(27) 活動4-3：カリキュラム案に沿って橋梁技術者育成コースがMOT、DITI、TTUによって実施される**

活動4-2で作成したカリキュラム案に沿って、BMTが実施する技術者育成コースの実施を支援する。なお受講対象は実施機関職員のほか、TTUの学生、現地施工業者も含めることとする。

**(28) 活動4-4：技術者育成コースのカリキュラムが最終化され、MOTにおいて承認される**

活動4-3のフィードバックを基にカリキュラム案を修正、最終化し、プロジェクト終了前の最終JCCまでにMOTから承認を受けることを目指す。コース

**7. 報告書等**

**(1) 報告書等**

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、プロジェクト事業完了報告書（PC/R）の提出期限を2024年11月29日とする。

業務計画書を除く報告書等については、C/P と内容を協議の上、作成を行うこと。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

	報告書等	時期等	言語・部数
詳細計画策定 フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	・和文 3 部 ・電子データ
	ワーク・プロセス	業務開始から約 2 か月後	・英文 3 部 ・露文 13 部 ・電子データ (各言語)
	Monitoring Sheet (全 2 回)	2021 年 3 月 2021 年 9 月	・英文 2 部 ・露文 13 部 ・電子データ (各言語)
	詳細計画策定調査報告書	2021 年 10 月	・電子データ (和文)
本格活動実施 フェーズ	Monitoring Sheet (全 4 回)	2022 年 3 月 2022 年 9 月 2023 年 3 月 2023 年 9 月	・英文 2 部 ・露文 13 部 ・電子データ (各言語)
	プロジェクト事業完了報告書 (PC/R) ※下記「(2)技術協力作成資料」を添付して提出	業務終了時 (PC/R 案は最終 JCC 開催の 1 か月前を目途として提出すること。可能であれば業務完了の 3 か月程度前を目途として提出するのが望ましい。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英文 10 部</li> <li>・露文 13 部</li> <li>・和文要約 5 部</li> <li>・CD-R 英文・和文要約 各 2 枚</li> <li>・電子データ (各言語)</li> </ul>

- \* プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R 等) の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- \* 各報告書の記載項目 (案) は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。
- \* 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

## (2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料をプロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

(いずれも英語・露語。C/Pと協議の結果、マニュアル類について統合・分割することも可。)

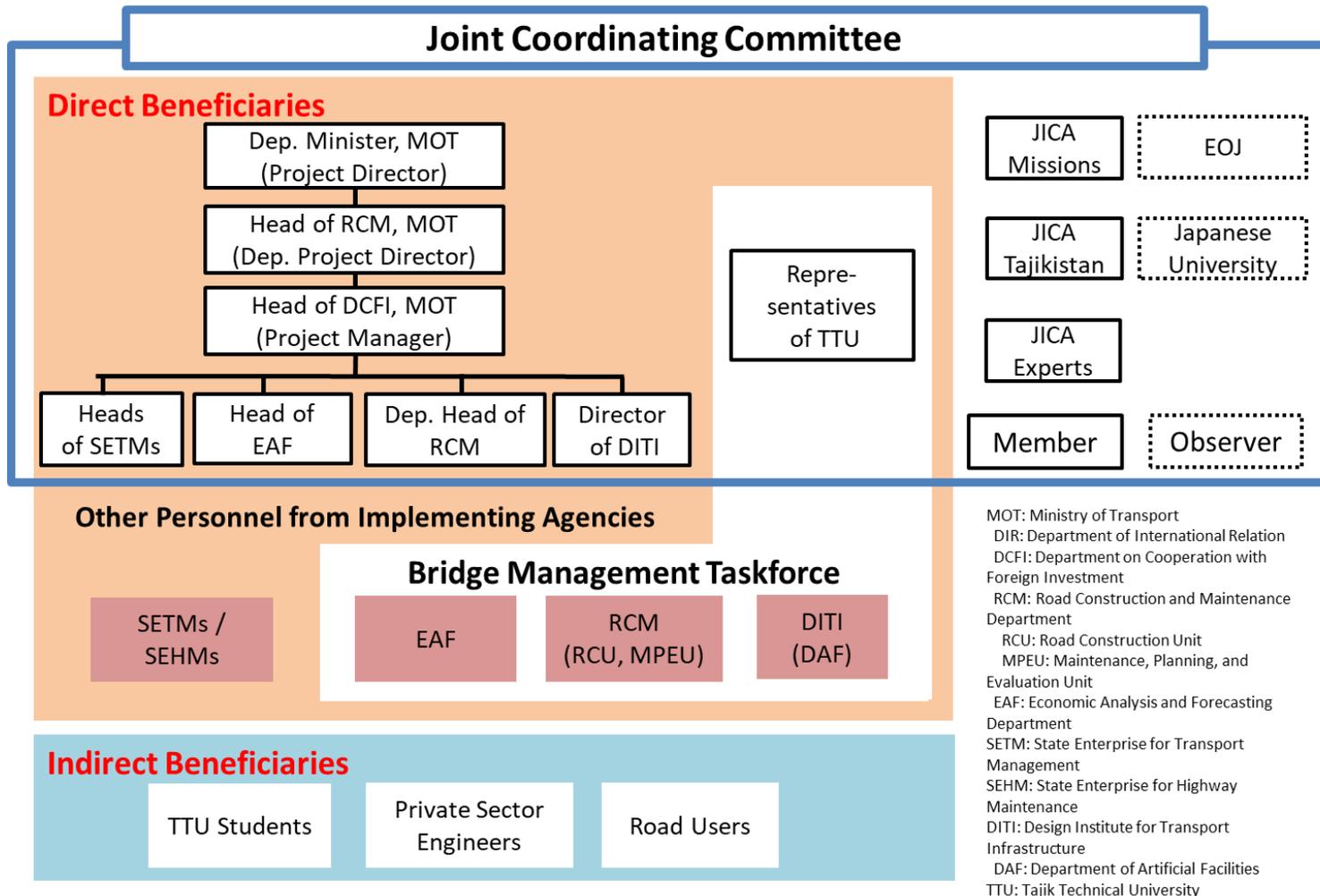
- ① 各種技術マニュアル
- ② 橋梁インベントリー
- ③ 橋梁維持管理計画
- ④ 各種研修教材

## (3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に報告する。なお、タジキスタン側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 当月の進捗、翌月の計画、当面の課題（2ページ程度）
- ② 活動に関する写真（1ページ程度）
- ③ Work Breakdown Structure（WBS）
- ④ 業務従事者の従事計画／実績表
- ⑤ 貸与物品リスト

# Implementation Structure



## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務の工程

本プロジェクトの R/D で合意された協力期間は 44 ヶ月間であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2020 年 3 月の契約締結から 2024 年 11 月の履行期間終了までの約 45 ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

合計 約 81M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（1号）
- ② 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）（3号）
- ③ 橋梁維持管理・補修（鋼橋）
- ④ 橋梁維持管理・補修（下部工）
- ⑤ 橋梁点検・診断
- ⑥ 橋梁維持管理システム
- ⑦ 橋梁補修設計・積算
- ⑧ 補修実技指導
- ⑨ 組織制度・人材育成
- ⑩ モニタリング・評価／能力強化研修

### 3. タジキスタン側からの便宜供与

便宜供与については本プロジェクトに係る詳細計画策定調査報告書に記載のとおりであるが、現在のところ以下がタジキスタン側によって準備される予定である。

- ・ 各 C/P 職員の配置
- ・ 事務室等の施設提供（MOT 及びモデル SETM）
- ・ JICA 供与機材を除く資機材の初期・維持管理費用
- ・ 輸入・持ち込み機材に係る免税措置

### 4. 配布資料及び公開資料

#### (1) 配布資料

- ① 本プロジェクトの要請書
- ② 本プロジェクトの R/D
- ③ 道路アセットマネジメントの実施に係る公益社団法人土木学会と独立行政法人国際協力機構との覚書(2019年3月5日)
- ④ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理(2019年4月2日)
- ⑤ 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書(2020年9月)
- ⑥ タジキスタン国道路災害管理能力向上プロジェクト 道路アセットマネジメント技術の定着に向けた調査報告書道路アセットマネジメント達成度評価(2020年9月)
- ⑦ 道路アセットマネジメントに係る各国技術基準類一覧
- ⑧ タジキスタン共和国道路維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2012年12月)
- ⑨ タジキスタン共和国道路災害管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2016年12月)

## (2) 公開資料

- ① 道路アセットマネジメントプラットフォーム  
(RAMP: Road Asset Management Platform) ウェブサイト  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- ② 全世界道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書(2019年4月)、開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査(プロジェクト研究)最終報告書(2019年2月)  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/technical-cooperation.html> (RAMP ウェブサイト)  
注: 報告書のリンク先は上記ウェブサイトの最下部に記載
- ③ タジキスタン国「道路維持管理改善プロジェクト」事業事前評価表、業務完了報告書(ODA見える化サイト)  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1200094/index.html>
- ④ タジキスタン国「道路災害管理能力向上プロジェクト」事前評価表(ODA見える化サイト)  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600245/index.html>

## 5. 現地再委託等

下記の活動については現地再委託による実施を想定するが、それぞれの内容につき、詳細はプロジェクトの中で決定するため、現時点では確定していない。プロポーザル作成及び当初契約時点ではそれぞれに係る再委託費用については、それぞれ下記に記載の額を定額計上とする。

- 活動2-1における橋梁インベントリー調査(10,000千円)
- 活動2-5におけるBMS導入(3,000千円)
- 活動2-7におけるパイロット事業(20,000千円)

受注者はプロジェクト開始後に、発注者、C/Pと検討を行い、それぞれの活動の内容を決定すること。なお現地再委託にあたっては原則として受注者が契約主体の現地再委託を想定しているが、調達方法、契約主体については活動内容を検討の上、受注者と協議を行い合意すること。

その他、広報資材作成・啓発実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務についても現地再委託により実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書(本見積)に計上すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。またパイロット事業等における工事の実施に当たり、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」(2014年9月)に準じた工事安全管理をタジキスタン側へ指導すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

### (3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA タジキスタン事務所や在タジキスタン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイドランス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上